

標準文書保存期間基準（保存期間表）（民事部）

令和 6 年 4 月 1 日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討		立案基礎文書	規則、規程、通達及び告示の制定改廃等	執行官	執行官（令和〇〇年度）	10 年
					訟務一般	訟務一般（令和〇〇年度）	
	(2) 制定又は改廃		規則若しくは規程の制定又は改廃のための決裁文書		民事	民事（令和〇〇年度）	
	(3) 官報公告		官報公示に関する文書		商事	商事（令和〇〇年度）	
	(4) 解釈又は運用の基準の設定		解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書		調停	調停（令和〇〇年度）	
	(5) 制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用		制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の解釈又は運用のための文書		行政事件	行政事件（令和〇〇年度）	
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討その他の重要な経緯	ア	立案基礎文書	執行官（事務）	事件報告	事件報告（令和〇〇年度）	5 年
		イ	通達の制定又は改廃のための決裁文書		記録保存	記録保存（令和〇〇年度）	
	(2) 制定され、又は改廃された通達の運用		最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書		訟務関連文書	官報公告（令和〇〇年度） 訟務関連（令和〇〇年度）	
					文書	文書（令和〇〇年度）	
3 執行官の職務、監督等に関する事項	執行官の職務、監督等に関する業務	ア	執行官の職務、監督等に関する連絡文書	執行官（事務）	連絡文書	執行官事務（令和〇〇年度）	5 年
		イ	執行官の職務、監督等の状況が記録された文書		職務、監督等の状況	執行官査察（令和〇〇年度）	5 年
4 調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する業務		調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する連絡文書	調停委員等（事務）	連絡文書	調停委員等（令和〇〇年度）	5 年

5	訟務に関する事項	(1)	訟務一般に関する業務		事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書	一時的通達	訟務（事務）	訟務一般	書記官事務査察（令和〇〇年度） 記録保管調査（令和〇〇年度） 訟務一般（令和〇〇年度）	5年
		(2)	民事に関する業務		民事実体法及び民事訴訟、人事訴訟、民事非訟、民事執行、破産、民事再生、人身保護その他の民事に関する連絡文書	一時的通達		民事	民事関連（令和〇〇年度） 民事執行関連（令和〇〇年度）	5年
		(3)	商事に関する業務		商事実体法及び会社更生、商事非訟その他の商事に関する連絡文書	一時的通達		商事	商事（令和〇〇年度）	5年
		(4)	調停に関する業務		調停（家事調停を除く。）に関する連絡文書	一時的通達		調停	調停（令和〇〇年度）	5年
		(5)	行政事件に関する業務		行政事件に関する連絡文書	一時的通達		行政事件	行政事件（令和〇〇年度）	5年
		(6)	家事に関する業務		家事審判、家事調停その他の家事に関する連絡文書	一時的通達		家事	家事（令和〇〇年度）	5年
		(7)	事件報告に関する業務		裁判、審判及び調停の事件報告に関する連絡文書	一時的通達、報告文書		事件報告	民事事件報告（令和〇〇年度） 行政事件報告（令和〇〇年度） 家事事件報告（令和〇〇年度）	5年
		(8)	事件記録の保存に関する業務	ア	事件記録の保存に関する連絡文書	一時的通達		記録保存	保存廃棄（令和〇〇年度） 移管（令和〇〇年度） 史料展示室（令和〇〇年度）	5年
				イ	事件記録及び事件書類の特別保存の要望に関する文書	要望書、選定委員会の意見具申に関する文書、同意見を受けた裁判所の長の認定に関する決裁文書、記録の保存の在り方に関する委員会に対する求意見書、記録の保存の在り方に関する委員会からの意見書、同意見を受けた裁判所の長の認定に関する決裁文書、同委員会宛て結果報告書、要望を申し出た者への通知書、特別保存に付さない認定で終了した場合の確認票		特別保存	特別保存（令和〇〇年度）	認定の日に係る特定日以後5年

					既に特別保存に付する認定が行われた事件等に係る要望書			特別保存（既に特別保存に付する認定が行われた事件等に係る要望書）（令和〇〇年度）	5 年	
		(9)	訟廷事務等に関する業務（(1)から(8)までに該当するものを除く。）	ア	最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書	連絡文書、一時的通達、通知文書、送付書		連絡文書 民事関連（令和〇〇年度） 家事関連（令和〇〇年度） その他連絡文書等（令和〇〇年度） 郵便切手（令和〇〇年度）	5 年	
				イ	最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書、国際司法共助（嘱託・受託）に関する文書、裁判員関係、官公署等からの照会（行政共助）に関する文書 国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の提訴予告通知に関する文書	最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査嘱託依頼書、照会書、調査票、嘱託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、資料調査回答書、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前照会、同回答書、民事訴訟法第132条の4第1項による提訴前証拠収集処分の申立書		判決書等写し、調査回答書 民事関連（令和〇〇年度） 家事関連（令和〇〇年度） その他事務連絡等（令和〇〇年度） 最高裁判所裁判書総目次等（令和〇〇年度） 書記官事務査察（令和〇〇年度） 共助（令和〇〇年度）	1 年	
				ウ	国を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯に関する文書	訴訟係属通知、争訟事件の資料調査回答書、訴状の写し、期日呼出状の写し、答弁書の写し、準備書面の写し、各種申立書の写し、口頭弁論調書の写し、証人等調書の写し、書証の写し、判決通知、判決書の写し、和解調書の写し、上訴申立通知		争訟事件資料 訴訟（令和〇〇年度）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	
6	会計に関する事項	(1)	役務に関する業務		録音反訳の実施に関する文書	録音反訳方式利用事件一覧、発注書、完成通知	会計（事務）	役務（録音反訳）	録音反訳（令和〇〇年度）	5 年

		(2) 会計に関する業務（(1)に該当するものを除く。）	ア	会計に関する業務についての一時的文書	交換簿、郵便切手交換希望票		予納郵便切手	予納郵便切手交換簿（令和〇〇年度） 郵便切手交換希望票（令和〇〇年度）	1年
			イ	会計帳簿	図書、雑誌及び官報の配布簿、その他の会計帳簿		会計帳簿	現金書留郵便物処理簿（令和〇〇年度）	3年
7	裁判統計に関する事項	(1) 統計の作成に関する業務		裁判統計作成上の基礎となる文書	資料文書	統計（事務）	資料	統計資料（令和〇〇年度）	3年
		(2) 裁判統計に関する業務（(1)に該当するものを除く。）		裁判統計に関する業務についての一時的文書	一時的通達、統計システム関係事務連絡		統計業務	裁判統計（令和〇〇年度）	5年
8	庶務に関する事項	(1) 公印の管理に関する業務		庶務帳簿	公印簿、公印の管理に関する帳簿、契印機の保管責任者について定めた文書 廃止公印簿、廃止した公印の管理に関する帳簿	庶務（事務）	庶務帳簿	公印管理簿 自動契印機管理簿 廃止公印管理簿（令和〇〇年度）	常用 30年
		(2) 会同又は会議に関する業務	ア	会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知		会同、会議	民事関係（令和〇〇年度） 家事関係（令和〇〇年度） 首席書記官等（令和〇〇年度）	3年
			イ	会同又は会議に提出された文書	配布資料				
			ウ	会同又は会議の結果が記録された文書	議事録、結果報告書				
		(3) 事件報告に関する業務		事件（要報告裁判事件を除く。）の報告に関する連絡文書	一時的通達		事件報告	事件報告（令和〇〇年度）	5年
		(4) 文書の管理に関する業務	ア	文書の管理に関する連絡文書	一時的通達		文書（連絡文書）	文書管理（令和〇〇年度）	5年
			イ	文書の廃棄の意思決定が記載された文書	廃棄目録		文書（廃棄）	廃棄（令和〇〇年度）	5年
			ウ	文書の保存期間等が定められた文書	標準文書保存期間基準（保存期間表）		文書（保存期間基準）	保存期間基準（令和〇〇年度）	5年
			エ	文書の管理状況の点検及び監査に関する文書	実施要領、実施結果に係る報告文書		文書（点検監査）	文書（点検監査）（令和〇〇年度）	5年

		(5)	出張連絡に関する業務		出張に伴う連絡事項が記載された文書	連絡文書
		(6)	情報化及び情報セキュリティに関する業務	ア	情報化及び情報システムの運用等に関する文書（イに該当するものを除く。）、情報セキュリティに関する内部規約の策定等に関する文書	一時的通達
				イ	情報化及び情報システムの一時的な運用等に関する文書、情報セキュリティに関する届出、許可等に関する文書	通知、周知文書、届出書、許可書、申請書、報告書
		(7)	庶務に関する業務（(1)から(6)までに該当するものを除く。）	ア	庶務に関する業務についての一時的文書	一時的通達
				イ	司法行政文書開示申出に関する文書、保有個人情報の開示申出に関する文書	開示申出の対象となった短期保有文書
				ウ	庶務に関する業務についての一時的文書	事務連絡等
				エ	庶務帳簿	事務処理の委任等に関する文書、個人情報ファイル簿、特定個人情報ファイル台帳、個人番号申告者リスト、職員の住居に関する届書つづり

出張連絡	出張連絡（令和〇〇年度） 最高裁視察（令和〇〇年度）	1年
情報（連絡文書）	情報（連絡文書）（令和〇〇年度）	5年
情報（届出等）	情報（連絡文書）（令和〇〇年度）	1年
庶務（一時的通達）	連絡文書等（令和〇〇年度）	5年
開示	開示申出関係文書（令和〇〇年度）	1年
庶務（事務連絡等）	連絡文書等（令和〇〇年度）	1年
庶務帳簿	決裁・供覧区分一覧表	常用